【追加レジュメ】

**１．沖縄密約情報公開訴訟**

（事実の概要）

2008年９月２日に、西山氏らが外務大臣と財務大臣に対し、沖縄返還交渉での密約文書情報開示請求をしたのに対し、同年10月２日に文書の不存在を理由に不開示とされたため、この不開示処分の取消しを求めて、2009年３月16日に訴訟を提起した。

（一審）

　米国側の公文書や元外務省局長吉野氏の法廷証言などから、密約文書の存在を認定。「政府にとって秘匿の必要性や重要性が高い文書で存在していないとは認められない」として文書の開示を命じ、原告１人あたり10万円の国家賠償も認めた。

←1998年から2000年にかけて、米公文書館で沖縄返還の関連文書が開示された。

（二審）

　国が過去に密約文書を保有していたと認定はしたが、両省の調査などを踏まえ、「秘密裏に廃棄するなどした可能性は否定できない」として、請求を退けた。

（最高裁）

　上告棄却。「不存在」を理由とした不開示決定の取消しを求める場合は、「開示請求者側が文書が存在することの立証責任を負う」との初判断を示した。「交渉の過程で各文書が作成されたとしても、不開示決定時に各省が文書を保有していたことを推認するに足りる事情はない」と判断した。

＊400万ドルは米国が軍用などに接収していた土地を、元の田畑などに戻すための費用。「米国が自発的に払う」と沖縄返還協定４条で決めた。一方７条は、沖縄にあるとされる

　核兵器の撤去や米国資産の買い取りのために日本が米国に３億2000万ドル払うと決めており、西山氏らは電文などをもとに「３億2000万ドルの中に400万ドルが含まれている」と主張してきた。

**＜元外務省局長　吉野文六氏の証言＞**

　「国際法上、米国が払うのが当然なのに、払わないと言われ驚いた。当時、米国はドル危機で、議会に沖縄返還では金を一切使わないことを約束していた背景があった。交渉は難航し、行き詰まる恐れもあったため、沖縄が返るなら400万ドルも日本側が払いましょう、となった。当時の佐藤栄作首相の判断。」と述べた。

　「西山さんの言っていることは正しい。……新聞記者なら機密を書くのが本能でしょうから、西山さんのやったことは仕方ない。でも、交渉の最中に機密の話が漏れると、相手から信頼されなくなる。米国側から苦情を言われたわけではないですよ。だが、過程を明かさないのは外交の常識。西山さんの書いたことが真実かどうかという問題と、機密漏えいを司法が罰するかどうかは別問題です。」

**２．西山氏の秘密保護法に対する意見**

　「情報公開の波をせき止めて、自分たちがやってきた秘密保全をめぐる政治犯罪を封じ込めて新たな秘密保全をつくることは何を意味しているのか。権力の集中です。……日米同盟というものに秘密がつきまとうことはありうるかもしれないけど、逆に言えば、日米同盟が国家の安全の礎と国民に説明しているのであれば、国民サイドから言えば、礎であるはずの安全保障問題、双方の約束事や了解事項、決め事は最も正確に、完全に国民に伝達しなければならない。それを「安全保障」の名の下に封じ込めて独占してしまう。……国民にとって必要な情報こそが、いちばん権力にとって不都合な情報。この絶対的な矛盾を打開するのが知る権利、特に新聞記者だ。」

【参考文献】

・「産経ニュース」 ５月27日閲覧

（<http://www.sankei.com/affairs/news/140714/afr1407140030-n2.html>）

・「Huffington Post」　５月28日閲覧

（<http://www.huffingtonpost.jp/2013/11/15/nishiyama-takichi_n_4279934.html>）

・「西山太吉『機密を開示せよ』を読む」５月28日閲覧

　（<http://d.hatena.ne.jp/kojitaken/20110103/1294032258>）

・「北海道新聞」５月28日閲覧

　（http:www5.hokkaido-np.co.jp/syakai/okinawa/）